

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号

97

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

東日本大震災等による避難者の応急仮設住宅住み替えに係る災害救助法の柔軟な適用

提案団体

秋田県、男鹿市、仙北市、上小阿仁村、藤里町、羽後町

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

応急仮設住宅の住み替えに対し、災害救助法の柔軟な適用を認めること。

具体的な支障事例

災害救助法による応急仮設住宅の供与は、災害により住家が滅失し、現に居住の安定が損なわれている被災者の一時的な居住の安定を図ることを目的としていることから、原則住み替えは認められていない。しかしながら、東日本大震災による長期避難により、避難者の生活実態も変化しているため、住居の状況が生活実態に合わないケースが生じている。家族構成の変化により住居が著しく手狭となったり、高齢化や疾病により住居の構造や居住地の交通事情などの環境に適応できなくなる事例が生じ、日常生活に不安や恒常的な不満が高まっている。避難者の事情に寄り添った対応を行うため、応急仮設住宅の住み替えについて、災害救助法の適用対象として認めていただきたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

応急仮設住宅の住み替えが認められることで、避難者の居住の安定を図る上で柔軟な対応が可能となる。

根拠法令等

災害救助法第4条
災害救助事務取扱要領第4 救助の程度、方法及び期間に関する事項2(5)留意点力及びキ

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

仙台市、福島県、いわき市、埼玉県、石川県、山口市、宮崎市

○当県においても、東日本大震災の被災者が入居する応急仮設住宅(民間賃貸住宅の借り上げによるみなし仮設住宅)について、高齢の被災者からのよりバリアフリーに対応した住宅に住み替えたい等、住み替えに係る要望があったが、現行制度において、原則住み替えを認めていないため、要望に対応できなかった。
○本市においては、東日本大震災による避難者の応急仮設住宅の供与は、平成 29 年 3 月末をもって終了となり、現在は、公共事業の遅れにより、応急仮設住宅を退居できない一部の方について、延長措置が取られている状況にあります。
応急仮設住宅の供与期間中については、本市においても、避難生活の長期化による家族構成の変化や高齢化や疾病などにより、住居の構造や居住地の交通事情などの環境に適応できなくなる事例が生じていたことから、

避難者個々の事情に寄り添った対応を行うため、応急仮設住宅の住み替えについて、災害救助法の適用対象として認めるよう提案することについて同意します。

○仮設住宅のうち、プレハブ仮設住宅及び国・企業等から応急仮設住宅扱いとして借り上げた宿舎・社宅等（借上げ公営住宅等）については、再建が進み、入居世帯数が少なくなると、コミュニティや防犯上の問題が懸念される。また、プレハブ仮設住宅は公園用地に建設されたものが多く、借上げ公営住宅等は宿舎・社宅等のため、地域住民や所有者の利活用を考えると早期の解消、返還が望ましい。このため、プレハブ仮設住宅及び借上げ公営住宅等については、入居者数に応じて、借上げ民間賃貸住宅への転居を限定的に可能とするよう運用を見直すことが必要である。